

7月の20日前後から始まった林間学校(主に関東方面からの小学校、中学校)も一段落。8月に入って高校の勉強合宿や学習塾の夏季合宿の時期となりました。これから約1ヶ月は中高生の学び舎です。それもそのはずで、標高1650mの一の瀬の気温は、朝晩が14・5℃、日中で今日の晴れの天候で20℃と全くの暑さ知らずです。快適に成果の上がる勉強合宿になることでしょう。

一般客の皆さんも避暑にと、どんどんと山に登っていらっしゃいます。志賀高原も夏の最盛期を迎えました。夏山を彩るもの、それは何と言っても高山に咲く花たちです。今日はその一部をご紹介します。何れも一の瀬せせらぎ遊歩道を散歩して撮って来ました。



バイケイソウ



ネバリノギラン



オオバギボウシ



ヤマホタルブクロ



モウセンゴケとモウセンゴケの白い花



セイウオトギリ



シシウド



ギンリョウソウ



ヤナギラン



ヤマハハコ



モミジカラマツ



ウツボグサ



クサフジ

## 一の瀬の歴史1-3

川の汚染度を示すBODの数値の高さに、Yさんは改めて驚くと共に、早急に対応をと先ず保健所に訴えました。保健所では、一の瀬の各旅館の営業許可を出すに当たって、建物の設計段階において、旅館業法と汚水排出基準の水質汚濁防止法でチェックをすることから、その後の客数が増え、浄化槽の能力以上に汚水が排出されていることがあっても、一時的なものであるとの判断から、旅館に対して、多少の指導があったものの、抜本的な改善策を要求しませんでした。但し、今後、増改築をする時は、能力のアップした合併処理槽の建設を義務付ける指導となりました。

今考えますと、当時の保健所の対応は手ぬるいとい喝されそうですが、それ程に一の瀬への来客数が、急激に増えた時期でもありました。

今後の増改築時での汚水処理施設の改善では、何時になったら川がきれいになるかわからない。しかも、今も汚染は容赦なく進行している。Yさんは保健所への訴えでは埒があかないと考え、旅館に一軒一軒直談判して歩きました。「川を見てみな。お前たちの手でこんなに汚れてしまった。」と。

しかし、旅館側では、保健所の指導の下何ら違法行為があるわけではない。という考えが大半で中々取り合ってはくれません。中には話を理解した人もいましたが、現在、各戸で抱えている借入金と汚水処理施設に掛かる多額の建設費の問題及び志賀高原内の他地区が現状のままであることを考えると、Yさんの意見に同調はしても、行動に移すまでには至りませんでした。

数ヶ月経って、ついに、Yさんは志賀高原漁業協同組合の役員立場で、漁協組合員の漁業権を盾として、一の瀬水道組合(構成メンバーは、旅館組合25、寮組合9、索道3)を告発しました。

河川法の水系を管理する漁協の同意なくして、上水の取水は出来ない。の解釈の元、今後は小雑魚川の水を取水させない。と保健所に訴えました。正に伝家の宝刀を抜いたわけです。

驚いたのは水道組合です。水がなければ営業が出来ない。事の重大さに漸く気付いた一の瀬の面々は、少しづつYさんの訴えに理解を示し始め、全員が共同汚水処理場の建設が必要であると確認するまでにそう時間はかかりませんでした。そして、ついに一の瀬水道組合総会において共同汚水処理場の建設が決定致しました。

水道組合では、早速、保健所に汚水処理場の建設について、相談を持ちかけました。当時の水質汚濁防止法では、全国基準、長野県基準共にBOD30ppm、SS20ppmでした。

保健所では、この基準に沿った処理場の建設をと指導し、組合ではその指導の下、一の瀬共同汚水処理施設の建設に向けて、設計協議が始まり、順調に作業が進んでいくものと誰もが思っておりました。その矢先、1つの問題が発生しました。 次号へ続く

(参考)水質汚濁防止法とは、わが国初の公害立法であった、昭和33年制定の水質保全法と工場排水規制法に実効性がなかったため、2法を統合する形で昭和45年12月に制定された。内容は、国が排水基準を設け、これに、より厳しい県の基準を上乗せできるようにしたこと。又、違反者に対しては、排水停止命令等、罰則規定が盛り込まれた。

(参考)SSとは、水の中に懸濁している不溶性物質。懸濁物質、浮遊固形物ともいい、地面から流出した粘土や有機物、微生物等が水質の汚染源となる。